

## 付 議 第 3 号

### 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の 指定管理者の変更指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案

平成25年3月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の変更指定に関する議案

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を変更して指定する。

平成25年3月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館
- 2 変更後の指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
特定非営利活動法人高知県青年会館
- 3 変更後の指定期間  
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の変更指定  
に関する議案説明

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までを指定期間として吾川郡いの町天王北一丁目14番地財団法人高知県青年会館を指定管理者として指定しているが、同財団法人から特定非営利活動法人高知県青年会館に事業を承継させる旨の申出があったところ、同特定非営利活動法人においても指定管理に係る業務を適正に行うことができると認められるので、同特定非営利活動法人を高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者として変更して指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

## 県立高知青少年の家及び県立青少年体育館の指定管理者変更について

### 1. 施設の概要

		県立高知青少年の家	県立青少年体育館
施設所在地		いの町天王北1-14	いの町八田1767
施設の概要		敷地面積 3,127.28 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート2階 (S63 建築) 延べ1,230.39 m <sup>2</sup>	敷地面積 7,925 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート2階 (H3 建築) 延べ5,229.54 m <sup>2</sup>
利用者数	平成21年度	19,195人	66,088人
	平成22年度	16,335人	66,691人
	平成23年度	16,073人	57,810人

### 2. 指定管理者変更に至った経緯について

- 県立高知青少年の家及び県立青少年体育館については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、「財団法人高知県青年会館」を指定管理者として指定していたが、新公益法人制度改革による新制度への移行に伴い、同法人から、新たに設立する法人（「特定非営利活動法人高知県青年会館」(H25.1.7設立認証)）に、平成25年4月1日より、指定管理者業務を承継させたいとの申し出があった。
- 両法人の組織・事業内容等を定款や法人登記簿、理事会議事録、財務関係書類等から確認した結果、両法人の実態に変更はなく、平成24年4月1日からの指定管理者選定時において、条例第14条第1項の規定に基づき、「財団法人高知県青年会館」に当該施設の管理を行わせると判断した物的能力、人的能力等と等しい能力を、「特定非営利活動法人高知県青年会館」が有していると判断された。
- また、「特定非営利活動法人高知県青年会館」から提出された指定管理者指定申請書は、平成24年4月1日からの指定管理者選定時において、「財団法人高知県青年会館」から提出のあった事業計画及び予算内容と同様であり、当該施設の管理運営に支障はないと判断できる。
- 以上を踏まえ、平成25年4月1日から、県立高知青少年の家及び県立青少年体育館の指定管理者を「特定非営利活動法人高知県青年会館」に変更することとする。

### 3. 指定管理者の変更内容

指定管理期間)	平成25年4月1日～平成27年3月31日（2年間）
指定する団体)	特定非営利活動法人 高知県青年会館
管理代行料)	平成25年度 55,960千円
	平成26年度 55,933千円
	計 111,893千円